阪神ロケーションサービス撮影条件規程

阪神電気鉄道株式会社
２０１１年9月２８日制定
２０２２年3月４日改正

映像又は写真を撮影する方（以下「利用者」という。）が、阪神ロケーションサービス（以下「当サービス」という。）を利用し、阪神電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）又はそのグループ会社が所有する施設において撮影を行う場合は、この規程によるものとします。

１．撮影許可基準

当サービスにおいて撮影を許可する場合は、次の各号に掲げる基準を満たした作品に限るものとします。

① 撮影したものを利用した作品の内容や設定（以下単に「作品」という。）が、公序良俗に反しないものであり、かつ当社及びグループ会社（以下「当社等」という。）ならびに当社沿線地域のイメージと品位を損なわないものであること。
また鉄道、バス等の安全輸送・交通道徳の啓蒙に支障をきたさないものであること。

② 撮影行為及び作品が鉄道輸送の安全やお客様の当社等の利用に支障をきたさないものであること。

③ 撮影行為及び作品が当社等の事業に支障をきたさないものであること。

④ 撮影場所に鉄道施設を含む作品においては、施設及びそれらを撮影した写真・映像に修正を加えないものであること。

⑤ その他、当社等が不適切と認める作品でないこと。

２．申込・撮影許可

⑴利用者は、この規程の内容を理解し同意したうえで、撮影希望日の１週間前までに、当社が当サービスに関する業務を委託している株式会社阪神コンテンツリンクに次の各号に掲げる書面を提出し、申請を行ってください。但し、鉄道施設を利用する場合は２週間前までに申請を行ってください。
①企画書（撮影目的、撮影内容、撮影希望場所、撮影希望時期等を明記したもの。）
②当サービス指定の利用申込書

⑵利用者及びその関係者が反社会的勢力と何らかの関係があると認められる場合は、当サービスをご利用いただくことができません。

⑶利用申込に対し、当社が当サービスの利用を可能と判断した場合は、撮影日時、料金等撮影に関する諸条件を記載した撮影許可証を、株式会社阪神コンテンツリンクが発行します。

⑷前号の撮影許可証の発行を受けた利用者は、撮影当日までに、撮影許可証に記載されている内容を確認し、記名・押印のうえ、撮影許可証の原本を株式会社阪神コンテンツリンクにご提出ください（写しについては、利用者で適宜ご用意ください。）。

３．利用料金の支払い

⑴利用に当たり必要な基本料金は次の各号に定めるとおりとします（料金は全て税込）。

① 撮影料金
・映像撮影　　１時間当たり５５,０００円
・写真撮影　　１時間当たり３３,０００円
※撮影時間は、準備作業開始から撤収作業終了までとします。
※貸し会議室、ホール等、所定の施設使用料が定められている場所を使用して撮影を行う場合は、当該使用料を撮影料金に代える場合があります。
※阪神甲子園球場の撮影料金は上記と異なります。撮影内容に応じて決定します。

② 立会料
立会者１名につき１時間当たり５,５００円（但し２２時～翌５時までの間は７,７００円）

⑵基本料金の他、撮影に伴う実費が発生した場合は別途請求するものとします。

⑶請求及び支払い方法は、株式会社阪神コンテンツリンクの指示に従うものとし、原則として撮影当日までに現金又は銀行振込で支払うものとします。また、銀行振込の場合の振込手数料は、利用者の負担とします。

⑷理由の如何を問わず、利用者が、撮影当日に撮影をキャンセル（撮影当日の日程変更を含む。）した場合、利用者は、支払予定であった基本料金の 50%を、キャンセル料として支払うものとします。

４．撮影に関する遵守事項

利用者は、撮影に関し、次の各号に定める事項を厳守するものとします。万一、利用者がこれらに違反した場合は、当社等は撮影を中止し、撮影許可を取り消すことができるものとし、利用者はこれに一切異議を唱えるこ

と及び当社等に損害賠償を請求することができません。

① 撮影場所における当社等の業務、撮影対象施設の運営に支障しないこと。
② 旅客、顧客及び公衆の安全確保に万全を期すこと。
③ 撮影開始前に撮影場所、位置、安全確保について立会者と打合せを行い、承認を得ること。
④ 撮影に関し現場周辺住民に支障が発生すると予想されるときは、地域住民へ事前説明を行うこと。
⑤ 撮影許可証の記載内容及び前号の打合せの内容に従い、撮影を行うこと。
⑥ 撮影時間の変更等、利用申込書又は撮影許可証の内容に変更が生じた場合や撮影を中止する場合は、直ちに当サービスの担当者又は立会人に連絡すること。
⑦ 線路、軌道、車両運転室等、立会人の許可を得ていない場所には立ち入らないこと。
⑧ 特定の旅客又は公衆を撮影する場合は、相手方に事前に告知し、了承を得ること。
⑨ 照明器具を運行中の列車及び旅客、公衆に向けないこと。
⑩ 撮影機器の電源は原則としてバッテリーを使用すること。
⑪ 撮影機材は必要最小限に抑え、整理整頓し、旅客、公衆の動線確保に努めること。
⑫ 車両、施設内では節度ある行動をとり、旅客、公衆に迷惑となる撮影は行わないこと。
⑬ 撮影を終了した時点で、施設・場所の原状回復及び清掃を行うこと。
⑭ 事故その他の事由により列車のダイヤが乱れたとき、沿線行事による駅構内・列車の混雑が激しいとき、天災その他やむを得ない事情により、撮影の実施、継続が難しいと当サービスの担当者又は立会人が判断し、撮影の中止又は延期を指示した場合、利用者はその指示に従うこと。
⑮ その他撮影時は立会人の指示に従うこと。

5．事故等への対応

(1) 利用者は原則として、顧客等の第三者及び当社等に対する賠償が可能となる賠償責任保険に加入のうえ、その保険証券の写しを、当社へ事前に提出するものとします。
(2) 旅客、顧客及び公衆、当社等に対して損害を与えた場合及び撮影に関する苦情が生じた場合は、全て利用者が責任をもって対処し、損害を賠償するものとします。また、利用者に起因する事項により当社等が第三者から賠償請求を受け、支払いが生じた場合、利用者がその全ての請求額を負担するものとします。
(3) 撮影中、利用者の所有資産に盗難、破壊等の損害が生じた場合であっても、当社等は一切責任を負わないものとします。

6．撮影終了後及び完成作品についての確認事項

(1) 利用者は、作品の公開、放映等に当たっては、可能な限り協力会社として当社等のクレジットを入れることに同意するものとします。
(2) 利用者は、完成した作品を可能な限り DVD 等で当社等に提供することに同意するものとします。
(3) 利用者は、撮影した番組又は映画名、CF 名及びクライアント名を、当サービスの受注実績として、当社が公表することに同意するものとします。
(4) 事前に提出した企画書と異なる作品になり、当社等又は当社沿線地域のイメージや品位を損なうと当社等が判断した場合、当社等は以後の放映等の中止を求めることができ、かつ、損害賠償を請求できるものとし、利用者はこれに従うものとします。
(5) 作品に含まれる肖像権、著作権、著作隣接権等の第三者が関係する全ての権利については、利用者の責任と負担において必要な対応を行うものとし、当社等は一切の責任を負わないものとします。
(6) 申請された企画書の内容以外での映像及び写真の二次使用については、別途当社等の許可が必要です。また、二次使用に当たっては、別途許諾料が必要となる場合があります。

7．権利義務の譲渡禁止

利用者は、当サービスにおいて許可された撮影に関する権利及び義務の全部もしくは一部を、当社等の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し、承継（合併等による場合を含む。）させ、又はその権利を担保に供してはならないものとします。

8．秘密保持

利用者は、当サービスの利用により知り得た当社等の一切の秘密事項（第三者の個人情報を含む。）を、当社等が承諾した場合を除き、第三者に一切開示又は漏洩してはならないものとします。

以　上